

静岡県告示第653号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年9月23日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 駿東郡長泉町

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
10月26日(月)	午前11時～午後3時	長泉町勤労者体育センター	駿東郡長泉町中土狩551-3
10月27日(火)	午前11時～午後3時		

検査区域 駿東郡清水町

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
10月28日(水)	午前11時～午後3時	清水町役場	駿東郡清水町堂庭210-1
10月29日(木)	午前11時～午後3時		

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会